

回覧

市

あなたも



笠岡市第6期 / 里庄町第5期

養成課程 受講説明会

認知症や知的・精神的な障がいなどの理由によって判断能力が低下された方のあらゆる権利を、地域で暮らす同じ住民目線からお護りしていく「市民後見人」を養成します。

始めませんか？

市民後見人

第1回

令和元年 8月9日 金

14:00~15:30

第2回

令和元年 8月10日 土

10:00~11:30

※内容は同じですので、どちらかご都合の良い日にご参加ください。

会場

笠岡市保健センター 2階 研修室
(笠岡市十一番町 1-3)

対象者

笠岡市在住または在勤もしくは里庄町在住の 30歳以上 70歳未満の方

申込み

裏面をご覧ください。〆切: 8月7日(水)まで



社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会
かさおか権利擁護センター
Kasaoka Advocacy Center

市民後見人の養成・活動支援に関する事業は笠岡市及び里庄町から委託等を受けて笠岡市社会福祉協議会が実施しています。

市民後見人養成課程受講者募集要項

養成課程の受講は、**表面記載の説明会への参加が必須**となります

1 受講資格

下記の要件をすべて満たす方が受講できます。

- ① 笠岡市在住または在勤もしくは里庄町在住の方
- ② 30歳以上70歳未満の方
- ③ 表面記載の説明会に出席し、成年後見制度及び市民後見人の趣旨をご理解いただいた方
- ④ 岡山県が主催する養成研修（全7回程度）及び当センターが実施する各研修会等の全日程にご参加いただける方

2 募集定員

- ・笠岡市 若干名
- ・里庄町 若干名

書類審査、面接を実施し、受講申込者の中から選考します。

3 受講料

700円（養成期間中の保険料）

※各研修会への参加費等は笠岡市及び里庄町が負担します。

4 養成課程の概要

成年後見制度の理解、市民後見人として活動するために必要な視点や対象者の理解、関連法制度の知識・技術の習得等。

※養成期間は2年間

●養成1年目（令和元年度）基礎課程

- ・セットアップ研修会（当センター開催）

令和元年9月20日（金）・9月27日（金）

- ・市民後見人養成研修会（岡山県開催）

令和元年10月～12月 全7回程度（予定）

- ・福祉研修会（当センター及び自治体開催）

笠岡市の方 令和2年1月24日（金）・2月21日（金）

里庄町の方 日時未定

●養成2年目（令和2年度）応用課程

- ・当センター開催の研修会 年5～6回程度

- ・福祉施設等実践研修（施設等3か所）

受講説明会の参加申込み

8月7日（水）までに、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX、郵送でお申込みください。

なお、電話やこの申込書を当センターへ直接お持ちいただいてもお申込みをお受けいたします。

申込書を直接お持ちになる場合は平日8:30～17:15が受付時間となります。

申込み先：かさおか権利擁護センター（笠岡市社会福祉協議会）

電話：62-5590 FAX：62-5702

住所：〒714-0098 笠岡市十一番町1番地3（笠岡市保健センター内）

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日	(歳)
氏名		年齢	平成				
住所	〒 -						
電話番号		職業					
説明会参加希望日 (いずれかの日に○)		第1回説明会	令和元年8月9日	(金)	14:00～		
		第2回説明会	令和元年8月10日	(土)	10:00～		

※里庄町在住の方は、里庄町地域包括支援センターでも申込みを受け付けています。（☎64-7232）

※FAX・郵送でお申込みの場合は、申込み完了等のご連絡はいたしません。当日、直接会場へお越しください。